

公益法人移行でお悩みの方へ！

※平成 25 年 11 月 30 日が移行期間の終了期限です！

移行申請を行わなかった場合には解散となります。

税理士法人 TACT 高井法博会計事務所は、公益法人移行のご支援をしています！

1 現場に入り込み、徹底的にヒアリング！

公益法人と言っても、その形態はまさに十人十色！セミナー等で得られる情報だけではスムーズな移行が困難です。当グループはとにかく**現場第一主義**！現場に入りこむことで十分なヒアリング、そしてコミュニケーションを行い、お客様の現状を理解したうえでアドバイスを致します！

2 「公益法人支援協会」及び「TKC 全国会公益法人経営研究会」のバックアップ

税理士法人 TACT 高井法博会計事務所は「公益法人支援協会」及び「TKC 全国会公益法人経営研究会」に加盟しており、他の公益法人の情報をはじめ豊富な判断材料をもとに、支援体制を強化しています！！

Q 標準的な移行完了期間

公益法人と一般法人の選択は、**非常に重要な意思決定**であるため、十分に検討する必要がありますといえます。場合によっては、移行までに新制度に適するような事業の見直しや法人運営の見直しをする必要があると言えます。また、申請書類のボリュームも相当程度あるため、相当な準備期間が必要となります。事前準備には**1年近くかかる**ケースが多いです。検討論点が多く、法人の事業の見直し等を行うケースにおいては**1年以上かけて**準備するケースもあります。**平成 24 年度に申請する場合は、平成 23 年の夏ごろから**移行準備を開始しなければなりません。

早期の検討を！

内閣府における**標準審査期間**は、**4 か月**とされています。**平成 25 年度に申請する**場合、5 月、6 月の総会・評議員会を経て、**平成 25 年の夏に申請**することになるため、**平成 25 年 11 月 30 日までに審査が終わるか**、微妙な状況となります。

仮に、平成 25 年 11 月 30 日を経過した後に、審査の結果、不認定・不認可となった場合は、**法人は解散**してしまいます。他方、平成 25 年 11 月 30 日以前であれば、**不認定・不認可となっても何度でも再申請可能**です。

そのため、万が一の不認定・不認可のリスクを考えて、**余裕を持って申請準備を開始**するのが望ましいと考えます。

E-Mail info@tact-group.com

担当：山田・寺倉・川地・竹中